PPAサービス料金表

サービス料金は，電力量料金からお客様と当社で合意した割引率を乗じた金額を差し引いて，ＰＰＡ運用費を加減算した金額といたします。

（１）電力量料金

電力量料金は，１月の自家消費電力量に応じて，次のとおり算定した金額とします。ただし，お客様が，当社と本契約に基づき本サービスの提供を受けている需要について，当社と電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）を締結している場合，料金適用上の電力量区分については，本電気需給契約の契約種別の区分に応じて，本電気需給契約に基づく当該月の使用電力量を初期値として，自家消費電力量に適用するものとします。

ア　従量電灯

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	21円72銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワットにつき	25円7銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	27円22銭

イ　低圧電力

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円9銭	15円35銭

低圧電力の季節区分は，次のとおりといたします。
ア　夏季　　毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。
イ　その他季　毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

（２）ＰＰＡ運用費

ＰＰＡ運用費は，別表１で算定されるＰＰＡ運用費Ⅰに，別表２で算定されるＰＰＡ運用費Ⅱを加算した金額とします。

（３）日割計算

電力量料金およびＰＰＡ運用費は，日割計算の対象となる期間ごとの自家消費電力量に応じて算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。この場合も，お客様が，当社と本電気需給契約を締結している場合，料金適用上の電力量区分については，本電気需給契約の契約種別の区分に応じて，本電気需給契約に基づく当該月の使用電力量を初期値として，自家消費電力量に適用するものとします。

別　表

１　ＰＰＡ運用費Ｉ

（１）ＰＰＡ運用費Ｉの算定

イ　平均燃料価格原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。平均燃料価格=Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　ＰＰＡ運用費Ｉ単価

ＰＰＡ運用費Ｉ単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，その単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　ＰＰＡ運用費Ｉ単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定されたＰＰＡ運用費Ｉ単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次のＰＰＡ運用費Ｉ単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	ＰＰＡ運用費Ｉ単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の

	前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ　ＰＰＡ運用費Ⅰ

ＰＰＡ運用費Ⅰは，その１月の自家消費電力量にロによって算定されたＰＰＡ運用費Ⅰ単価を適用して算定いたします。

（２）基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭３厘

２　ＰＰＡ運用費Ⅱ

（１）ＰＰＡ運用費Ⅱ単価

ＰＰＡ運用費Ⅱ単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めた金額と同額といたします。ただし，ＰＰＡ運用費Ⅱは，これら単価及び金額を参照したものにすぎず，再生可能エネルギー発電促進賦課金ではありません。

（２）ＰＰＡ運用費Ⅱの適用

（１）に定めるＰＰＡ運用費Ⅱ単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（３）ＰＰＡ運用費Ⅱの算定

ＰＰＡ運用費Ⅱは，その１月の自家消費の使用電力量に（１）に定めるＰＰＡ運用費Ⅱ単価を適用して算定いたします。

なお，ＰＰＡ運用費Ⅱの単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

（１）料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりと　　いたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（２）電気の供給を開始し，または本契約が消滅した場合の（１）にいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前の当社の定める検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　本契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客様にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（３）（１）に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。